

小牧市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託プロポーザ
ル審査委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 小牧市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により当該業務について最も優秀な提案をする者（以下「最優秀者」という。）を選定するため、小牧市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 参加表明書及びプロポーザルに必要な書類（以下「参加表明書等」という。）の評価基準の設定に関すること。
- (2) 参加表明書等の審査及び内容の聴取等を行い、最優秀者を選定すること。
- (3) その他プロポーザルの実施に関し必要な事項

（組織等）

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、小牧市地域公共交通会議の会長（以下「会長」という。）及び小牧市地域公共交通会議の委員のうち次に掲げる者をもって充て、会長が任命する。

- (1) 小牧市地域公共交通会議副会長
- (2) 市長（市長が職員のうちから指名する場合にあっては、当該指名する者）
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

3 委員会に委員長を置き、会長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、第2条第2号に規定する最優秀者の選定後に解任されるものとする。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、委員長が特に緊急を要すると認める場合は、持ち回り審議により議決することができる。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。ただし、持ち回りで審議する場合は、委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議において、必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（報酬）

第7条 委員に対する報酬は、会議一回につき7,700円とする。ただし、小牧市地域公共交通会議の委員の報酬を辞退した者に対しては、支払わないものとする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、都市建設部都市政策課において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月●●日から施行する。

2 この要綱は、第4条に規定する委員の解任をもって、その効力を失う。